

議案第 23 号

甲府市まち・ひと・しごと創生基金条例制定について
甲府市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のように定める。
令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市まち・ひと・しごと創生基金条例 (設置)

第 1 条 本市における地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てるため、甲府市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるための基金を設けるについては、地方自治法第241条第1項の規定により、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。